

別府港第1ターミナル  
(隠岐汽船乗り場)  
テナント募集案内

令和6年3月

島根県隠岐支庁  
県土整備局島前事業部

## 1. 募集内容

### (1) 場所

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田地内  
別府港第1ターミナル（隠岐汽船乗り場）  
2階テナント部分（平面図をご参照ください。）

### (2) 利用目的（営業内容）

喫茶・軽食・食堂等（飲食物の提供等）  
※島根県港湾施設条例に基づく利用許可となります。

### (3) 面積

約39㎡（全体）  
うち専用スペース：約18㎡（厨房等）  
うち公共スペース：約21㎡（客席等）

### (4) 使用料

令和6年度：338,461円  
（令和6年7月1日～令和7年3月31日の場合）  
※初年度は利用開始日により使用料が異なります。  
次年度以降：314,226円／年

### (5) その他経費

#### ①初期費用

既設設備の他に必要となる厨房設備・機器・備品等  
※既設設備については、テナント図面及びQA4をご参照ください。

#### ②光熱水費

電気・ガス・水道等（別途個別契約となります。）

#### ③テナント清掃管理費

テナント面積全体（約39㎡）の清掃管理をお願いします。

#### ④オイルトラップ（グリストラップ）清掃管理費

第1ターミナルに隣接する店舗（1者）と共同管理となります。

#### ⑤専用駐車場使用料

令和6年度（初年度）は、1～4台まで利用が可能（有料）です。  
※次年度以降については、利用更新（継続）時にお知らせします。

### (6) 原状回復義務

原則として、島根県港湾施設条例に基づき、原状回復義務があります。

### (7) 営業時間

原則として、午前8時30分から午後5時までの時間内  
※隠岐汽船(株)西ノ島営業所の営業時間内で営業をお願いします。

(8) 利用可能時期

令和6年6月以降(予定)

※現在、別府港上屋改修工事に伴い第1ターミナルを閉鎖中のため、テナント利用可能時期は、第1ターミナル閉鎖期間の終了後となります。

2. 応募関係書類の入手方法

(1) ホームページからダウンロード

次のホームページからダウンロードすることができます。

「島根県隠岐支庁県土整備局ホームページ」 ▶



「西ノ島町ホームページ」

(2) 配布場所で受取

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府字飯田56-17(島前集合庁舎)

島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部業務課

(受付: 平日午前8時30分~午後5時15分)

3. 応募方法

(1) 応募受付期間

令和6年4月1日(月)~令和6年4月30日(火) 17:00必着

(2) 提出書類

別府港第1ターミナル(隠岐汽船乗り場)テナント利用申込書

(3) 提出方法

①持参(受付: 平日午前8時30分~午後5時15分)

②郵送(書留・特定記録等の受付確認のできる方法でお願いします。)

③Eメール(受信確認のため送信完了後に電話連絡をお願いします。)

(4) 提出先

①持参・②郵送

〒684-0302

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府字飯田56-17(島前集合庁舎)

島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部業務課

③Eメール

E-mail: dozen-kendo@pref.shimane.lg.jp

電話: 08514-7-9111

(受付: 平日午前8時30分~午後5時15分)

#### 4. 決定方法

募集締切後、書類選考により、令和6年5月中に利用者を決定します。書類選考の結果については、全ての応募者に後日通知します。なお、選考についての問い合わせには、一切応じられませんので予めご了承ください。

#### 5. お問い合わせ先

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府字飯田56-17（島前集合庁舎）

島根県 隠岐支庁 県土整備局 島前事業部 業務課

E-mail : dozen-kendo@pref.shimane.lg.jp

電話 : 08514-7-9111

（受付 : 平日午前8時30分～午後5時15分）

#### 6. Q & A

Q 1. 敷金・礼金や保証金は必要ですか？

A 1. テナントの利用にあたり、敷金・礼金や保証金は不要です。

Q 2. 利用期間に制限はありますか？

A 2. テナントの利用許可期間は原則1年以内です。利用許可期間満了後も引き続き利用する場合は、利用の更新（継続）手続きが必要です。

Q 3. 初年度の使用料が次年度以降の使用料より高いのはなぜですか。

A 3. テナント使用料の金額は、島根県港湾施設条例において、利用期間ごとに単価が定められており、「1年」が一番安い金額となります。

Q 4. 既設設備とはどのようなものですか？

A 4. テナント内の基本的な既設設備として、テナント図面の仕様及び設備（給排水設備、ガス設備、空調設備、電気設備（照明等）、カウンターテーブル等）を予定しています。なお、現在施工中の別府港上屋改修工事とあわせてテナント内の修繕及び改修予定のため、テナント図面の仕様及び設備について、一部変更となる場合があります。

Q 5. オイルトラップ（グリストラップ）とは何ですか？

A 5. オイルトラップ（グリストラップ）は、飲食店等から排出された排水内に含まれる油分やごみを取り除き分離するための設備で、排水内の油分やごみがあるまま下水に流れるのを防ぐために設置しています。